

次期広域計画骨子案

本 部 事 務 局
平成25年6月29日

※下線は現計画からの新規追加又は修正項目

第1 策定の趣旨

<設立3か年の総括及び今後の取組方針>

←次期広域計画策定の考え方を以下に追加

1 広域事務

広域防災をはじめとする7つの広域事務については、平成24年3月に各分野別の広域事務計画を策定し、現在、この計画に基づき、取組を本格化。

本計画においては、これまでの取組を検証しつつ、「文化振興」や「農林水産振興」といった新たな取組についても盛り込み、広域事務分野ごとの取組を着実に推進。

2 国出先機関対策

関西広域連合の設立のねらいの一つである国出先機関の移管については、政権交代により不透明となっているが、地方分権改革を推進するためにも、政府における地方分権改革推進本部、地方分権改革有識者会議、道州制などの検討を睨みながら、引き続き先導的なモデル事業としての国出先機関の移管などを進めるべきであり、地方分権を政府に強く主張。

本計画においては、「国の事務権限の移譲」という大きな項目を設け、政府与党が主張する道州制においても国出先機関の地方移管は当然に前提となるものであり、関西広域連合が先行的に受け皿となるよう求めていくとともに、併せて次期近畿圏広域地方計画の策定権限の広域連合への移譲などを新たに盛り込み、取組を強化。

3 広域課題への積極的な対応

関西全体の政策の企画調整や連絡調整という事務は、関西広域連合が関西全体として取り組むべき事務を主体的に担う特別地方公共団体として発足していることから、北陸新幹線のルート提案に係る関西広域連合としての方針決定や大飯原発の再稼働に対する意見表明の調整などに取り組んだ。関西全体の利害調整を図るため、関西広域連合は今後も、関西全体の政策の企画調整や連絡調整事務に積極的に対応。

本計画においては、広域インフラのように、一定の組織的な整備が整うほど成熟したもの、首都機能バックアップのように官民協働による検討が進められ、本計画期間内においても、積極的な取組を図る必要があるものは、企画調整事務の主なものとして明示し、本計画を通して、広く住民等への周知を図り、その説明責任を果たすとともに、積極的に取組を推進。

第2 広域計画の期間及び改定

広域計画期間は、平成26年度から平成28年度の概ね3年間（期間満了年度に見直し）

第3 広域計画の区域

広域計画の区域は、構成団体の区域とするが、鳥取県及び構成指定都市にあっては、実施する分野を限って参加している事務があるため、これらの事務のみを対象区域とする。

第4 広域連合が目指すべき関西の将来像

〈基本方向〉 ←項目を追加

- アジアのハブ機能を担う新首都・関西
- 個性や強みを活かし地域全体が発展する関西

〈将来像〉

- 1 世界に開かれた経済拠点を有する関西
- 2 地球環境への対応、持続可能な社会を実現する関西
- 3 国内外にわたる観光・文化の交流拠点関西 ←国内外にわたる観光・交流の関西（現計画）
- 4 危機に強く、防災・減災のモデルとなる関西
- 5 医療における安全・安心ネットワークが確立された関西
- 6 人やモノの交流、アジアのハブ機能を有する関西

第5 実施事務の対応方針及び概要

1 広域防災

平成25年度までに関西広域防災・減災プランの各分野編の策定が完結する。平成26～28年度の次期広域計画については、平成25年5月の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ最終報告及び今年度に策定される国大綱、応急対策活動の具体計画を踏まえ、南海トラフ巨大地震への広域対応を中心として、以下の事項に取り組む。

〈重点方針〉 ←項目を追加(以下同様)

(1) 大規模広域災害を想定した広域対応の推進

- ・ 南海トラフ巨大地震に対する構成団体の被害想定及び対策を検証し、救援・救護、物資の供給、広域避難等、広域調整が必要な具体的な対策についてシナリオ化
- ・ 原子力災害に対する被ばく医療及び放射線モニタリングの体制構築を図るとともに、平成25年度に策定する原子力災害広域避難計画の実効性確保のため広域避難訓練を実施

(2) 関西の広域防災拠点のネットワーク化の推進

南海トラフ巨大地震等に対する広域応援・受援体制の整備のため、関西の広域防災拠点のネットワーク化による広域的・基幹的な物資の備蓄・集積・配送基盤を構築

(3) 防災・減災事業の推進

- ・ 経済団体等と連携し、企業防災や帰宅困難者対策等の課題について協議の場を設定して、企業の主体的な取組を促進
- ・ 関西広域応援訓練を長期的訓練計画に基づいて継続実施し、新型インフルエンザ等の危機事象に対応した新たな訓練を実施
- ・ 総合的・体系的な研修実施により防災担当職員等の災害対応能力を向上

2 広域観光・文化振興

〈重点方針〉

(観光)

(1) 「KANSAI」を世界に売り込む

- ・ 「KANSAI国際観光YEAR」の継続展開
- ・ 文化振興との連携
- ・ テーマ、ストーリーのある広域観光ルートの提案等情報発信
- ・ 中国、韓国等東アジアと訪日観光が大幅に伸張している東南アジアなどに対する海外観光プロモーションの実施

(2) 新しいインバウンド市場への対応

- ・ 様々な旅行形態に対応した観光誘客の展開やMICEの取組強化
- ・ アニメ、コンテンツ等による文化振興やグルメ、スポーツなど新しい観光需要への対応
- ・ ハラールへの対応など多様化への取組促進

(3) マーケティング手法による誘客

- ・ 海外現地マーケットの需要開拓とビジネスネットワーク構築
- ・ SNS等を活用した口コミ戦略の展開
- ・ 中国、韓国等東アジアや東南アジアなど国別誘客の促進
- ・ 観光統計を活用した戦略的な誘客の促進

(4) 安心して楽しめるインフラ整備の充実

- ・ 関西国際空港の魅力向上
- ・ おもてなし・利便性の向上
- ・ 観光まちづくり・ひとづくり

※「関西地域限定通訳案内士（仮称）の創設」
については、取り扱いを検討中

(5) 推進体制の充実

- ・ 官民連携の推進

(文化) ←新たな分野レベルの取組として追加

(1) 「関西広域連合文化振興指針」に基づく事業の推進

- ・ 関西の文化の内外への魅力発信
- ・ ××××××××××

(2) ○○○○○○○○

文化振興指針策定中（8月末策定予定）のため、現在、
検討中。→指針が概ね確定した後、内容を追記

- ・ ××××××××
- ・ ××××××××

(3) ○○○○○○○○

- ・ ××××××××
- ・ ×××××××

3 広域産業振興

〈重点方針〉

(産業振興)

- (1) 世界の成長産業をリードするイノベーション創出環境・機能の強化
- (2) 高付加価値化による中堅・中小企業等の国際競争力の強化
- (3) 「関西ブランド」の確立による地域経済の戦略的活性化
- (4) 企業の競争力を支える高度人材の確保・育成

(農林水産業振興)

←新たな分野レベルの取組として追加

- (1) 「関西広域農林水産業ビジョン」の推進
 - ・ 地産地消の推進を始めとする相乗効果の高い事業の着実な実施
 - ・ ×××××××××××
- (2) ○○○○○○○○
 - ・ ×××××××××
 - ・ ××××××××
- (3) ○○○○○○○○
 - ・ ×××××××××××
 - ・ ××××××××××

農林水産業ビジョン策定中（8月末策定予定）のため、現在、検討中。→ビジョンが概ね確定した後、内容を追記

4 広域医療

〈重点方針〉

- (1) 「関西広域救急医療連携計画」の推進
 - ・ 「関西広域救急医療連携計画」の推進と次期計画の策定
- (2) 広域救急医療体制の充実
 - ・ ドクターヘリによる「30分以内での救急搬送体制」の確立
 - ・ 救急医療人材の育成
 - ・ 小児医療・周産期医療における広域連携
- (3) 災害時における広域医療体制の整備・充実
 - ・ 被災地医療を統括・調整するリーダー人材の養成
 - ・ 広域的な災害医療訓練の実施
 - ・ 緊急被ばく医療における広域連携
- (4) 新たな連携課題に対応した広域医療体制の構築
 - ・ 小児医療等の専門医療分野における広域連携
 - ・ 薬物乱用防止対策に係る広域連携
 - ・ 広域医療連携に係る調査研究及び広報

5 広域環境保全

〈重点方針〉

(1) 「関西広域環境保全計画」の推進

- ・ 「関西広域環境保全計画」の推進と次期計画の策定

(2) 低炭素社会づくりの推進

- ・ 環境と経済の両立、くらしや産業活動の低炭素化・省エネルギー化の推進
- ・ 再生可能エネルギーの導入促進

(3) 自然共生型社会づくりの推進

- ・ 広域的な鳥獣保護管理等の推進
- ・ 生物多様性に関する情報の共有と流域全体での取組による生態系サービスの維持・向上

(4) 実践により自ら発信する環境人材育成の推進

- ・ 年少期の気づきや感動を大切にした環境学習の推進
- ・ 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を進めるライフスタイルへの転換
- ・ 地域特性を活かした交流型環境学習の推進
- ・ 関西の環境まちづくり事例の発信・交流

6 資格試験・免許等

〈重点方針〉

(1) 資格試験・免許等事務の着実な実施

- ・ 調理師、製菓衛生師及び准看護師の資格試験・免許事務の着実な実施

(2) 処理する資格試験・免許等事務の拡充の検討

7 広域職員研修

〈重点方針〉

(1) 幅広い視野を有する職員の養成及び業務執行能力の向上

- ・ 関西における共通の政策課題等をテーマとした政策立案研修
- ・ 各団体が主催する特色ある研修に他団体職員が受講できる機会を設ける取組（団体連携型研修）

(2) 構成団体間の相互理解及び人的ネットワークの形成

- ・ 政策形成能力研修における合宿
- ・ 団体連携型研修におけるグループワーク

(3) 研修の効率化

- ・ 研修の合同実施により事業の効率化を図る取組の検討、実現化
- ・ インターネットを活用し、複数の会場で構成団体の職員が一斉受講できる取組

8 その他広域にわたる政策の企画調整及び地域の振興計画の策定・実施

←その他広域にわたる行政の推進と地域の振興（現計画の記載）

1～7に定めるもののほか、第4に定める「基本方向」及び「広域連合が目指すべき関西の将来像」の実現に向け、広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画の策定及び実施に関する事務を行う。

[主なもの]

←企画調整事務のうち主なものを追加

(1) 広域インフラ

- ・ ××××××××××
- ・ ××××××××××

広域インフラ検討会で調整中

×

(2) エネルギー政策

- ・ 省エネ型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換促進
- ・ 電力システム改革への対応と最大電力需要の抑制・電力需給の安定化の促進
- ・ 地理的条件等を勘案した再生可能エネルギー等の普及拡大
- ・ エネルギー関連技術・製品の開発等の促進

(3) 特区

- ・ 規制緩和等の実現に向けた戦略的な提案と国への働きかけの強化
- ・ 産学連携の強化
(大学等研究機関や科学技術基盤などとのネットワーク構築・関係緊密化)
- ・ 特区事業への参画拡大(産業界、特区外地域からの参画拡大)

(4) 首都機能バックアップ

- ・ ×××××××××
- ・ ××××××××

首都機能バックアップ打合会で調整中

×

(5) 関西ブランド

- ・ 関西のエリアイメージを表すコア・コンセプトの発信
- ・ 観光・文化、産業振興分野などの効果的なブランド事業展開
- ・ 官民が連携して一元的、広域的視点で情報を集約し、ブランド化戦略のもとで発信していくブランドセンター機能の仕組み

第6 広域連合の今後の展開

←項目のみ追加

1 事務の順次拡充

設立当初から処理している事務の拡充のほか、新たに処理する本格的な事務、国から権限移譲を受けることを想定している事務に関連する構成団体の事務を広域連合に移管して実施できるようにするとともに、地域振興、高度人材育成、統計・情報分析、行政委員会事務の共同化、公設試験研究機関の連携の強化、国道及び河川の一体的な計画、整備及び管理など、今後3年間で基本方向や可能性を検討。

2 国の事務権限の移譲

←国の出先機関からの事務移譲（現計画の記載）

政府における道州制の検討が進まない限り、地方分権改革も進まないこととなるよう、地方分権を政府に対して強く主張する。

- (1) 政府与党が主張する道州制においても、国出先機関の地方移管は当然に前提となるものであり、関西広域連合が先行的に受け皿となるよう求めていく。
- (2) 国の事務・権限について、地方に委ねられるべきものを積極的に移譲を求めていく。
 - ① 國土形成計画法を改正し、次期近畿圏広域地方計画の策定権限を広域連合へ移譲
 - ② 社会資本整備重点計画に基づいて、各地方ブロックの整備局が策定している地方ブロックの社会資本の重点整備方針の策定事務の移譲

3 広域連合のあり方

←項目の追加し、以下の内容を新たに記載

(1) 住民に対する情報発信

- ・ 域内住民に対し成果を示し、メリットを実感してもらえる「見える化」検討

(2) 構成団体内市町村との連携

- ・ 構成団体内市町村との意見交換の定例開催

(3) 官民連携による推進

- ・ 官民連携で取り組んだ方が望ましい取組は、「官民連携組織」を設置し、検討
[例示]

　　関西ブランドを情報発信するためのブランドセンター機能等

(4) 広域連合の将来像

- ・ 国の事務権限が大幅に移譲された際のガバナンス強化
- ・ 道州制を含めた将来の関西における広域行政システムのあり方について、自ら評価・検討
- ・ 奈良県、福井県、三重県に広域連合への加入を促進

第7 計画の推進

←項目の追加し、以下の内容を新たに記載

1 広域計画に掲げた政策の推進

- (1) 広域計画と分野別計画の一体的推進と必要に応じた見直し等
- (2) 広域計画の改定年度ごとに、必要に応じて連合委員の事務分担の見直し等

2 広域計画に掲げた政策の点検

- (1) 行政評価制度による政策目標・指標のP D C Aサイクル実施
- (2) 外部の機関と共同による点検委員会（仮称）設置の検討